

佐々木 和博 提出 学位申請論文

『慶長遣欧使節の考古学的研究』 審査要旨

### 論文の内容の要旨

本論は、1613（慶長18）年に伊達政宗が派遣した慶長遣欧使節（以下、「慶長使節」と略記）によりヨーロッパから将来したとされる関係資料について、考古学的方法による製作地・年代・入手経緯等の考証をおこない、非文字資料の研究結果を論拠とする独自の観点から慶長使節の歴史的意義について考察したものである。

慶長使節の研究資料の中核をなす「慶長遣欧使節関係資料」（2011年国宝指定、仙台市博物館所蔵）には、ユネスコの世界記憶遺産にも指定された「ローマ市公民権証書」「ローマ教皇パウロ五世像」をはじめ、聖画・聖具、染色品、刀剣、馬具など、多様な非文字資料が含まれる。本論はこうした非文字資料群のうち、これまでほとんど研究されることのなかった刀剣・馬具に注目し、徹底した型式学的検討と類例との比較同定をおこない、個々の製品の製作地・年代・来歴等を再検討している。さらに、伊達政宗の霊廟、瑞鳳殿の発掘調査で出土した副葬品に含まれる欧州系遺物の再検討や、支倉常長の墓所の可能性が指摘される宮城県大和町西風<sup>ならい</sup>所在の五輪塔群の型式学的検討をおこない、国宝指定資料以外の関係資料からも基礎的情報を集めている。こうした資料の基礎的検討に基づく独自の論拠を挙げて、従来の資料評価を見直す新説を提起する内容となっている。

序章では、近世初頭の日本を取り巻く国際的情勢、とくにポルトガル・オランダ・イギリスのアジア進出やキリスト教の布教活動を概説したうえで、江戸幕府とスペインとの通商交渉および伊達政宗による慶長使節の派遣に至る経緯を解説している。そして、慶長使節に関する従来の研究史を詳細に整理し、本論の着眼点と検討課題を提示している。

第1部「慶長遣欧使節に対する認識過程の研究」では、江戸時代から明治期にかけて慶長使節がどのように認識されてきたのかを、現存する記録類から克明に明らかにするとともに、研究の基礎資料となる「慶長遣欧使節関係資料」47点が保管・伝承されてきた経緯を確認している。

第1章「江戸時代における慶長遣欧使節の認識」では、使節団の出帆直後から厳格化したキリシタン禁圧政策により、使節団帰国後の記録が幕府側に2点、仙台藩にも9点しか残らなかったこと、さらにそれらの記述内容にも齟齬があり、使節団派遣の目的や派遣地について正しく認識されていなかったことを明らかにしている。第2章「明治時代前期・中期における慶長遣欧使節の認識」では、廃藩置県による関係資料の移管の経緯を明らかにするとともに、岩倉具視遣米欧使節団が明治6年にヴェネツィアで支倉常長書簡を実見して以後、明治政府が天正・慶長遣欧使節に関する史資料の悉皆的調査をおこなわせたことにより、慶長使節に対する歴史的認識が深まっていった事情を、多くの文献史料に基づいて考証している。

第2部「慶長遣欧使節関係資料の考古学的研究」では、使節団がヨ

ヨーロッパあるいは寄港地から持ち帰ったとされる国宝・慶長遣欧使節関係資料47点について、仙台藩関係史料の分析から江戸時代のそれらの所蔵・保管状態に2系統があったことを確認する。そのうえで、特にこれまで基礎的研究すらおこなわれていなかった刀剣と馬具について考古学的な研究法に基づく型式学的検討を加え、各製品の製作地や年代に関する新説を提起して、それらの歴史的意義を再検討している。

第1章「慶長遣欧使節関係資料の構成と藩政期における保管」では、仙台市博物館が一括所蔵する国宝・慶長資料群が、江戸時代には2系統の保管を経て伝承されたものであり、伊達家の所蔵であった刀剣2口・教皇パウロ五世像と、仙台藩切支丹所が保管してきた44点とを区別して考えるべきこと、とくに支倉家からの没収品である後者については、慎重な再検討が必要であると指摘している。第2章「慶長遣欧使節関係資料における刀剣の基礎的理解」では、伊達家に伝来する2口の刀剣について、詳細な型式学的検討をおこない、世界各地の類例との比較から、それらがスリランカ固有のカスターネと、バリ島・ジャワ島東部を中心に分布するインドネシアのクリスであることを突き止めている。この2口の刀剣がアジア製の最高格式の製品であることを考証すると同時に、カスターネの区下にN字の銀象嵌、クリスにアウグスティン会の紋章（心臓を射抜く2本の矢の構図）が描かれている点を指摘し、ヨーロッパとの関係の下に製作されたものと推定している。そして、前者はポルトガル経由でスペイン王室に、後者はアウグスティン会を通じてスペイン王室に献じられた可能性が高いと考える。第3章「慶長遣欧使節関係資料における馬具の基礎的理解」

では、切支丹所が保管してきた馬具のなかに異なる製作地・年代のものが混在する事実を指摘する。形態や製作法の特徴から、木芯革張鞍橋と鐙（輪鐙）と轡（大勒馬銜）のセットは16世紀後半から17世紀前半のヨーロッパ製と推定されるが、木製鞍橋と片鐙のセットは中国・明代の製品であると結論づけている。また、野沓と四方手は日本特有の馬具部品で、その形態から16世紀以降の製品と推定している。以上の考古学的検討を踏まえ、第4章「慶長遣欧使節関係資料の歴史的位位置」では、伊達家伝来の絵画・刀剣が教皇庁およびスペイン国王フェリペ三世からの贈賜品と認定する一方、切支丹所が保管してきた資料は支倉常長ないし支倉家からの没収品であり、そのなかには慶長使節の経路とは無関係の中国製品や日本製品が混在する事実を明確にしている。第5章「慶長遣欧使節関係資料の歴史的意義」では、慶長使節の将来品と認定された資料の性格について独自の考察を述べている。ポルトガル国王を兼務したフェリペ三世がポルトガルの支配地域にあったアジアの刀剣を政宗に贈った政治的意図について、イギリス・オランダによる東インド進出への対抗意識があり、スペインの勢力がアジアに及ぶことを誇示するねらいがあったと読み解く。また、切支丹所保管のメダイや祭服、それに馬具は、支倉常長がローマ教皇に願い出た個人請願に対応するもので、前者は礼拝所の特別設置許可に関わるもの、後者は騎士叙任に関係したものと推測している。一方、明代の馬具は常長が文禄の役に出征した際に持ち帰られた可能性が高いと推測している。

第3部「慶長遣欧使節関連資料の考古学的研究」では、国宝指定以

外の関連資料として、伊達政宗霊廟、瑞鳳殿の発掘調査で出土した欧州系遺物、ならびに支倉常長の墓所の可能性が指摘される宮城県大和町西風所在の五輪塔群を取り上げ、考古学的検討を加えている。

第1章「瑞鳳殿出土の欧州系出土品」では、政宗の廟所に納められた副葬品のうち、欧州系とされる品目について型式学的な検討および同時代ヨーロッパの類例や絵画資料との比較をおこない、種類・用法が明確でなかった銀製品を剣帯用のバックルと同定、金製品を14～15世紀に流行した服飾品のリングブローチと推定した。このほかに鉛筆と板ガラス入りの筆入れがあり、欧州系遺物にも武器・武具、服飾・化粧用具、文具が一揃い納められていたところに、メキシコ貿易の実現と仙台藩の繁栄を夢見た政宗のヨーロッパへの断ちがたい思念を読み取っている。第2章「宮城県大和町西風の五輪塔」では、慶長使節に任せられた支倉常長の墓所が標記の地にあることを、現地に残る五輪塔の型式学的研究、ならびに支倉家の知行地と屋敷に関する文献史料の検討から論証している。3基の五輪塔の年代をその型式学的特徴から17世紀前半に比定するとともに、現地が使節選任後の常長の知行地にあることを根拠に、この3基のなかに父・常成と常長の墓が含まれる可能性が強いと推定している。

#### 論文審査の結果の要旨

1613（慶長18）年に伊達政宗が派遣した慶長遣欧使節は、1582（天

正10) 年に大村純忠・大友宗麟・有馬晴信が派遣した天正遣欧使節とともに、近世初頭の日本とヨーロッパとの国際交流が図られた壮挙としてあまりにも著名な歴史事象であり、すでに多くの先行研究があるなかで、その歴史的意義を根本的に再考させるような研究の余地はほとんど残されていないようにも思える。しかし、本論文の提出者佐々木和博氏は、従来の常識的理解に囚われることなく、これまでほとんど注目されることのなかった関連資料の基礎的検討をやり直し、さらにそれらの資料群が伝承されてきた過程や慶長使節に対する歴史的認識の形成過程を入念に再検討しながら、問題の所在を炙り出す。そして、同使節の将来品とされた資料のなかに本来あるはずのない資料が混在することを明らかにするとともに、真正の将来品に対する独自の研究成果に基づき、当事者たちの政治的意図や使節の行程等に関して新たな解釈を提起している。

慶長使節の研究資料の中核をなす国宝「慶長遣欧使節関係資料47点」には、ユネスコの世界記憶遺産にも指定された「ローマ市公民権証書」「ローマ教皇パウロ五世像」をはじめ、聖画・聖具、染色品、刀剣、馬具など、多種多様な非文字資料が含まれている。文字史料を中心とした天正遣欧使節の関連資料とは対照的な資料群の特性といえる。これらの非文字資料については、最も衆目を集めるパウロ五世像の絵画やキリスト教の聖具・祭服を対象とした美術史的、服飾史的研究はおこなわれてきたが、その半面、刀剣・馬具については基礎的研究すらおこなわれていなかった。本論は「慶長遣欧使節関係資料」のなかの刀剣・馬具にあらためて着目し、徹底した型式学的検討と類例

との比較同定を通して、個々の製品の製作地・年代・来歴・入手経緯等を再検討している。さらに、伊達政宗の霊廟、瑞鳳殿の発掘調査で出土した欧州系遺物や、支倉常長の墓所の可能性が指摘される宮城県大和町西風所在の五輪塔群についても、型式学的検討を加えている。従来ほとんど注目されることのなかった資料に焦点を当て、型式分類・同定に基づく考古学研究方法を適用して資料の基礎的研究をおこない、慶長使節を歴史学的に考えるための確かな論拠を提起した点に、従前の諸研究にはない優れた学術的意義がある。

論者が用いる考古学研究方法とは、製品の形態・製法・デザインを詳細に観察し、類例を集めて比較検討をおこなう、厳密な型式学的方法である。それ自体は考古学のオーソドックスな研究方法であり、とくに斬新なものではないが、考古学の基本的方法を適用して物質資料に内在する情報を的確にとらえる研究手続きは模範的で堅実である。また、同時代の絵画との比較考証やヨーロッパで出版された古今の文献の渉獵、ヨーロッパでの資料調査や現地研究者との情報交換なども徹底しておこない、自説を補強・検証している。

こうした手法を駆使して、論者は新たな事実を次々と突き止めていく。本論の新説のなかでもとくに注目されるのは、伊達家に伝来する2口の刀剣の来歴に関する見解である。スペイン国王フェリペ三世から伊達政宗に贈られた件の刀剣は、本研究の結果、意外にもヨーロッパ製ではなく、スリランカ固有のカスターネとインドネシアを中心に分布するクリスであることが判明した。この2口の刀剣がアジア製の最高格式の製品であることを考証すると同時に、カスターネの区下に

N字の銀象嵌があることや、クリスに描かれた心臓を貫く2本の矢がアウグスティン会の紋章である点を根拠に、ヨーロッパとの深い政治的関係の下に製作されたものと推定している。慶長使節の派遣地であるメキシコ・スペイン・ローマとは一見無関係なアジアの刀剣が贈答品に選ばれた政治的意図について、ポルトガル国王を兼務したフェリペ三世がイギリス・オランダによる東インドへの進出に強い対抗意識をもち、同国の支配地域にあったアジアの刀剣を贈ることで自分の政治勢力を顕示したのではないかと論者は解釈する。

また、仙台藩切支丹所が保管してきた馬具のなかに、ヨーロッパ製の鞍橋・鐙・轡と、中国・明代の鞍橋・鐙が含まれている事実を初めて明らかにした点も、論者の型式学的考証から導き出された重要な研究成果である。また、野沓と四方手は純日本製であるとも断定している。切支丹所が保管してきた資料は支倉家からの没収品であり、そのなかには慶長使節の経路とは無関係の中国製品や日本製品が混在する事実が明らかとなった。メダイや祭服、ヨーロッパ製馬具は、確かに支倉常長がローマ教皇に請願した個人請願品に対応するもので、前者は礼拝所の特別設置許可に関わるもの、後者は騎士叙任に関係したものと推測できるが、明代の馬具は常長が文禄の役に出征した際に持ち帰られた可能性が強いと指摘する。

伊達政宗の墓所、瑞鳳殿出土の欧州系遺物に対する考証も非常に入念かつ詳細なものであり、種類・用法が明確でなかった銀製品を剣帯用のバックル、金製品を服飾品のリングブローチと同定した。このほかに鉛筆と板ガラス入りの筆入れがあり、この研究成果により欧州系



遺物にも武器・武具、服飾・化粧用具、文具が一揃い納められていた事実が初めて明確となった。副葬品の基本的構成のなかに欧州系遺物が組み込まれている点に、論者はメキシコ貿易を夢見た政宗のヨーロッパへの断ちがたい思念を読み取っている。

以上のように本論には、初めて指摘された新事実や新説が数多く含まれており、慶長遣欧使節の研究に大きな問題を投げかけるものとなっている。堅実な考古学的方法と入念な論証手続きによって関連資料の基礎的研究を積み重ね、そこから従来にない独自の見解を導き出した点に、本論の特色ある価値が認められる。

ただし、本論の主たる研究対象である刀剣・馬具のうちとくに馬具に関しては、日本の伝世品を考察対象に加えるとともに有職故実の研究法を併用することでさらに考察を深められたはずである。慶長遣欧使節関係資料は出土品ではなく伝世品であり、金工や刀剣に関する美術工芸史的な鑑識眼も不可欠である。また、非文字資料を歴史的に位置付けるため、多くの文献史料を独自の視角から読み解いているが、その解釈には検討の余地が残るものがある。本論には論者が20年以上にわたって積み重ねた緻密な研究成果がまとめられているが、全体的な結論をまとめる終章を欠く点が惜しまれる。本論の提題が将来品の来歴の再検討に留まらず慶長使節そのものの研究にあるとすれば、関連資料の検討結果を論拠に慶長使節の歴史的意義を再考してみせることこそ書名に相応しい締め括り方であった。

こうした点に課題が残るものの、前例のない考古学的アプローチにより、今後の慶長使節の研究の起点となるべき数々の基礎的事実を解

明した重要な研究業績であり、その学術的意義はきわめて大きいものと高く評価される。

よって申請者佐々木和博氏は、博士学位（歴史学）を授与される資格があると認められる。

平成27年7月15日

主査 國學院大學教授 谷口康浩 ⑩  
副査 國學院大學教授 根岸茂夫 ⑩  
副査 國學院大學教授 青木豊 ⑩  
副査 國學院大學兼任講師 近藤好和 ⑩

## 佐々木 和博 学力確認の結果の要旨

下記4名が各専門分野からそれぞれの学力確認の試験を行った結果、本大学院の博士課程において所定の単位を取得した者と同等以上の学力を有することを確認した。

平成27年5月23日

### 学力確認担当者

主査	國學院大學教授	谷口康浩	㊟
副査	國學院大學教授	根岸茂夫	㊟
副査	國學院大學教授	青木豊	㊟
副査	國學院大學兼任講師	近藤好和	㊟